

○国立大学法人埼玉大学全学運営会議規則

〔平成18年12月21日〕
規則第 136号

改正 平成20. 4. 10 20規則45 平成24. 9. 25 24規則34
平成27. 3. 20 26規則78 令和3. 2. 18 2規則30
令和4. 3. 17 3規則40 令和5. 4. 27 5規則2

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第24条第2項の規定に基づき、全学運営会議に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 全学運営会議は、学長と各部局及び各部局間の意思疎通を図るとともに、大学及び部局の機動的な運営を促進するため、学長及び部局長からの提案事項について協議する。

(定義)

第3条 この規則において「部局」とは、各学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に掲げる部局の長をいう。

(構成)

第4条 全学運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 各部局長
- (5) 各部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

(会議)

第5条 全学運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長からあらかじめ指名された理事がその職務を代理する。

2 議長は、全学運営会議を主宰する。

3 全学運営会議は、原則として毎月1回、日を定めて、議長が招集する。

4 前項に定めるほか、議長が必要と認めたときは、議長は臨時に全学運営会議を招集することができる。

5 前条第4号の委員が全学運営会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

6 全学運営会議は、委員以外の役員又は教職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 全学運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、全学運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学部局長会議規則（平成16年4月1日規則第7号）及び部局長会議合意事項の部局での実行に関する申し合わせ（平成17年12月22日部局長会議了承）は、廃止する。

附 則（平成20. 4. 10 20規則45）

この規則は、平成20年4月10日から施行する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則78）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 2. 18 2規則30）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 4. 27 5規則2）

この規則は、令和5年4月27日から施行する。